

## 令和8年度教育庁動画コンテンツ制作及び戦略的な SNS 情報発信委託業務 提案競技募集要項

### 1. 契約に付する事項

- (1) 業務名  
令和8年度教育庁動画コンテンツ制作及び戦略的な SNS 情報発信委託業務
- (2) 業務仕様書  
別紙のとおり
- (3) 業務の履行期間  
契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 上限額  
6,336,000円以内(消費税及び地方消費税を含む。)

### 2. 企画提案競技に参加する者に必要な資格

企画提案競技への参加は、次の各号の要件に該当する者とする。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 県が委託する事業を適格に遂行する能力を有する法人であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者であること。
- (4) 事業の受託業務に関するノウハウを有し、次の各項目に該当すること。
  - ① 事業の実施に当たり主任の担当者を配置し、県との打合せ会(オンラインも含む。)に担当者等を出席させることが可能な者であること。
  - ② 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者でないこと。
  - ③ 特定の公職者(その候補者を含む。)又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする者でないこと。
- (5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ① 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - ② 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - ③ 暴力団員が役員となっている事業者
  - ④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用又は使用している者
  - ⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
  - ⑥ 暴力団(員)に経済上の利益や便宜を供与している者
  - ⑦ 役員等が暴力団(員)と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
  - ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

### 3. 参加申込

企画提案競技への参加を希望する者は、「①参加申込書兼参加資格確認申請書(様式1)」及び「参加申込者概要書(様式2)」を電子メールにて**令和8年6月17日(水)17時まで(必着)**に提出すること。件名は「(提案競技参加申込)令和8年度教育庁動画コンテンツ制作及び戦略的な SNS 情報発信委託業務」とすること。なお、必ず電話にて到達確認をすること。

提出先:大分県教育庁教育改革・企画課 総務・広報班  
E-mail a31060@pref.oita.lg.jp

#### 4. 説明会

実施しない。

#### 5. 提案審査への応募

##### (1) 提出書類

企画提案競技に参加を希望する者は次の全ての書類を提出すること。なお、①～②については「3. 参加申込」に記載のとおり、電子メールにて令和8年6月17日(水)17時までに提出することとし、残りの③～⑥については次項(3)の提出期限までに提出すること。

書類	提出部数
① 参加申込書兼参加資格確認申請書(様式1)	1部
② 参加申込者概要書(様式2)	6部
③ 企画提案書(様式自由)	6部
④ 協力企業一覧表(様式自由)	6部
⑤ 業務実施体制(様式自由)	6部
⑥ 見積書(様式自由)	原本1部、写し5部

##### (2) 提案書類提出に係る留意事項

- ・ A4サイズ、長辺綴じ、2穴パンチ位置を考慮して印刷し、ファイル等による綴込みは行わないこと。
- ・ ステイプルは使用せず、クリップ等でとめること。
- ・ 1者につき1提案とする。また、提出後の企画提案書等の差し替えは受け付けない。

##### (3) 提出期限

令和8年6月25日(木)17時必着

##### (4) 提出方法及び提出先

提出方法:簡易書留郵便又は持参  
提出先:〒870-8503  
大分県大分市府内町3丁目10番1号  
大分県教育庁 教育改革・企画課 総務・広報班

##### (5) その他

- ・ 定められた期限までに全ての書類の提出がない場合は不参加とみなす。
- ・ また、参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届(様式3)」を令和8年6月23日(火)17時までに電子メールで提出すること。

#### 6. 質問の受付及び回答

##### (1) 受付方法

質問の受付は、すべて「質問書」(様式4)にて行うものとし、電子メールのみで受け付ける。電子メールの件名は、「令和8年度教育庁動画コンテンツ制作及び戦略的なSNS情報発信委託業務に係る質問書」とすること。なお、必ず電話にて到達確認をすること。

##### (2) 質問書の提出先及び提出期限

提出期限:令和8年6月9日(火)17時必着  
提出先:大分県教育庁 教育改革・企画課 総務・広報班  
E-mail a31060@pref.oita.lg.jp

(3) 回答

- ① 質問に対する回答は、質疑応答集を作成し、令和8年6月11日(木)を目途に大分県庁のホームページに掲載するとともに、質問書を提出したメールアドレス宛に返信する。
- ② 質疑応答集において、質問を行った事業者名は公表しない。
- ③ 質問書の内容について不明な点等がある場合は、質問者に対して電話により確認を行う。

(4) その他

質問事項の回答については、本募集要項の追加又は修正とみなす。

## 7. 企画提案書の審査及び結果通知

(1) 一次審査

- ・提案競技への参加者が5者以上となった場合は、審査委員会の審査に先立ち、審査委員会事務局にて別添「審査基準」に準じて一次審査を行い、二次審査への参加者を選抜する。
- ・一次審査を行った場合は、その結果をすべての参加者に電子メール等で通知する。なお、一次審査の審査結果は二次審査に影響を及ぼさないものとする。

(2) 二次審査(プレゼンテーション及びヒアリングの実施)

一次審査を実施した場合は一次審査で選定された者、実施しなかった場合は全ての提案競技参加者を対象として、プレゼンテーション及びヒアリングによる二次審査を次のとおり実施する。

① 開催日および場所

開催日(予定): 令和8年7月3日(金)

開催場所(予定): 大分県庁別館の会議室

※詳細については、対象者に別途通知する

② 実施方法

- ・プレゼンテーションの説明は企画提案書に基づくものとする。
- ・プレゼンテーションに出席できる人数は最大3名とする。
- ・プレゼンテーションは、1者あたり説明15分、質疑応答10分程度を予定する。ただし提案者数に応じ変更する場合がある。
- ・各提案競技参加者の説明の順番は、原則として、「3参加申込」の企画提案競技参加申込書の受付順とする。

(3) 審査方法

① 総合的な審査

審査委員会において、審査基準表に基づき、提出書類等を総合的に審査し、得点化する。

② 委託候補者の選定

- ・審査委員会にて得点数に応じて最優秀提案者1者及び次点提案者1者を選定する。
- ・総得点と同じであった場合は、各委員の意見を踏まえた上で、委員長の判断により最優秀提案者を選定する。

③ 単独応募の場合

案者が1者の場合であっても、県の要求する基準を満たす提案と判断すれば、その者を委託候補者として選定する。

④ 基準不適合の場合

- ・本応募において、県の要求する基準を満たす提案がなかった場合、委託候補者の選定は行わず、改めて募集を行うものとする。
- ・この場合、今回の参加希望者の再応募を妨げない。

#### (4) 委託候補者及び審査結果の通知方法等

- ① 審査結果は、後日出席した全ての参加者にあて通知するとともに、最優秀提案者をホームページで公表する。
- ② 最優秀提案を行った者を契約候補者とする。ただし、契約候補者との契約が成立しない場合は次点の者を契約候補者とする。ただし、委託候補者が審査員を通じて不正な行為を為し、審査結果を自らに有利になるように仕向けたことが判明したときは、契約を締結しない。なお、契約締結後に判明したときは、当該契約を無効とする。
- ③ 審査内容や結果については問い合わせに応じない。

#### 8. 業務委託契約の締結

県は、審査の結果を踏まえて採択予定者を決定し、提出された提案書を基本として当該事業者と県と協議の上、大分県契約事務規則に基づき、業務委託契約を締結する。

#### 9. 受託者の変更

契約締結後であっても、提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、受託者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合、又は、業務遂行能力がないと認められる場合には、契約を解除し、受託者を変更することを妨げないものとする。

#### 10. その他企画提案等にかかる留意事項

##### (1) 説明書の承諾

参加者は企画提案書の提出をもって、本説明書の記載内容を承諾したものとみなす。

##### (2) 提出書類の返却

提出されたすべての書類は返却しない。また、この企画案にかかる審査以外には使用しない。

##### (3) 提案書類の追加、修正等

一旦提出された提案書類の差し替え及び追加、削除は理由の如何に関わらず一切認めない。

##### (4) 提案にかかる費用負担

提出書類の作成及び提出等に要する費用は参加者の負担とする。

##### (5) 参加者の欠格事由

参加者が次の事項に該当した場合は、失格とする。

① 提案書類の提出期限を過ぎた場合

② 提案に参加する資格がない者が提案したとき

③ 住所、氏名若しくは重要な文書の誤脱、その他提出書類に虚偽の記載をした場合

④ その他、提示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき

(6) その他、定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに大分県個人情報保護条例、大分県会計規則及びその他の大分県が制定する関係条例、規則等に従うこと。

#### 11. 本企画提案競技に関する問い合わせ先

大分県教育庁 教育改革・企画課 総務・広報班 大戸

〒870-8503 大分県大分市府内町3丁目10番1号

電話 097-506-5421 FAX 097-506-1791

E-mail [a31060@pref.oita.lg.jp](mailto:a31060@pref.oita.lg.jp)